

令和 8 年度

認定こども園 **神立幼稚園**

入 園 案 内



〒315-0054

茨城県かすみがうら市稲吉二丁目18番8号

TEL 029-831-0328

FAX 029-831-6563

ホームページ <http://www.kandatsu.ac.jp>

メール info@kandatsu.ac.jp

入園のご案内

お子様の健やかなご成長をお喜び申し上げます。

子どもたちにとりまして初めての集団生活に不安や戸惑いがあることと思います。乳幼児期は人格形成にとっても大切な時期であり、乳幼児の発達にふさわしい環境の中で保育や教育が行われる施設でありたいと考えています。常に子どもにとって必要な環境や子どもの育ちを考え、基本的な事を大切にしていきたいと思っています。

神立幼稚園では「強い子 良い子 考える子」を教育目標として、将来力強く自活し人から愛され信頼される人を目標に、子どもたちの根っこ作りを念願としています。

保育につきましては、子どもたちが活動を通して友だちとの温かいふれあいを深め、様々な経験を通して集団生活を楽しんで欲しいと考えています。

年長児になりますと小学校への準備もありますので各小学校との話し合いを通してスムーズに入学できるよう注力しています。

お子様の大切な乳幼時期をご家庭の皆様と心をあわせて教え育てていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

当園ではご都合のよい時にご来園いただき、見学を通して、ご入園のご検討をお願いしています。

また、お気軽に園までお問い合わせをいただければ幸いです。

1.学校法人狩野学園の概要

○沿革 ・昭和53年1月14日 学校法人の認可を受け、同日を以って学校法人狩野学園 神立幼稚園を設立

平成26年4月1日より保育園部門を増設し幼保連携型認定こども園の認可を受け運営。平成27年4月より認定こども園として運営予定。

○運営 ・理事会（6名）評議員会（13名）の決議を要し、監事（2名）の監査を厳にし運営する

・PTAの援助と鞭撻をうける

○学級 0歳児より5歳児（利用定員180名）

○職員 園長、副園長、主幹教諭、保育教諭26名、事務職員、栄養士、調理師、運転手 園医、園歯科医、園薬剤師

2.認定こども園の特徴

認定こども園とは、0歳児(産休明け)から小学校就学まで従来の幼稚園と保育園の複合・総合施設であり両親ともに仕事をしていても預け入れることのできる施設であり「保育」及び「教育」を受けることができる施設となります。

3.園の教育・保育方針

強い子・良い子・考える子を教育目標に掲げ、
やさしい子・・・自分もお友だちも大切にし、やさしい気持ちをたくさん持つ子
あかるい子・・・笑顔がいっぱいで、いろいろなことに挑戦する子
げんきな子・・・健康で体を動かすことが大好きな子

となれるように保育を進めていきます。



4.園の募集要項

(1) 定員 及び 認定について

	定	員	募集園児数
0才児 (産休明け) ～	6名	1クラス	6名
1才児	18名	1クラス	12名
2才児	24名	1クラス	6名
3才児	50名	2クラス	25名 (2号認定5名)
4才児	50名	2クラス	13名 (2号認定7名)
5才児	50名	2クラス	10名 (2号認定若干名)

(2) 開園時間

○月曜日～土曜日 午前7：00～午後7：00 (預かり保育や延長保育時間 (有料) 含む)

○土曜日は、1号認定者 12：00 まで自由登園

(3) 預かり保育 (1号)・延長保育 (2号3号) について

1号認定：平日の預かり保育料 **1日450円**

2号・3号認定：延長保育 **1時間 150円**

但し、1号認定者土曜日及び長期休業日 預かり保育料**500円**

1号認定者で土曜日にお昼を食べるときは、**別途250円**納入いただきます。

※土曜日並びに長期休業日の預かり保育日の送迎バスはありません。

平日				
	7:00～10:00	14:30～16:00	16:00～18:00	18:00～19:00
1号認定者	無料	無料	450円	
新2号認定者	無料	無料	無料	150円/1時間
2・3号標準時間認定者	無料	無料	無料	150円/1時間
2・3号短時間認定者	無料	無料(16:30まで)	150円/1時間(16:30～)	150円/1時間

	土曜日	長期休業日
1号認定者	500円/日(給食利用250円/回)	500円/日(給食利用無料)
新2号認定者	50円/日(給食利用250円/回)	50円/日(給食利用無料)
2・3号標準認定者	18:00以降150円/1時間	18:00以降150円/1時間
2・3号短時間認定者	16:30以降150円/1時間	16:30以降150円/1時間

(4) 休園日

日曜日・祝祭日・年末年始 (12月31日～1月3日)

(5) 1日の活動

0才児～2才児の目安		3才児～5才児の目安	
時間	活動内容	時間	活動内容
7:00～ 9:00	登園、健康視診 排泄指導 おやつ	7:00～	登園、健康視診 自由活動
10:00	室内外での遊び	10:00	排泄、 設定活動
11:30	昼食（給食・自園調理）	12:00	昼食（自由給食・自園調理）
12:30	午睡	13:00	自由活動
15:00		14:30	降園開始
16:00	排泄指導 おやつ	16:00	延長保育、預かり保育 おやつ
19:00	室内外遊び 順次降園 延長保育終了	19:00	延長保育 預かり保育終了

(6) 保育料等について

入園対象年齢	0才児(産休明け)～就学前
保育料	市の認定により保育料が決定されます。但し3才～5才の保育料はありません。 但し、保育料以外に毎月下記の費用を納入していただきます。 1号認定 給食費（主食代・副食代 5,200円） バス利用代（利用者片道 1000円・往路 2,000円） 物品費・行事費・預かり保育料（利用者1回 450～500円） 月刊誌（450円～500円）PTA会費（300円）等になります。 2号認定 給食費（副食代・おやつ代 4,700円） 月刊誌（3才以上）行事費や物品費・PTA会費（300円） 延長保育料（利用者1時間 150円）等です。 3号認定 保育料 PTA会費（300円） ○その他、行事（いも掘り等）でかかった費用は別途納付していただきます。
入園時費用	○園服、体操服等で約 40,000円（3才以上） 道具代：0才1才児 約 1,800円程度（カラー帽子・個人道具代） 2歳児 約 5,000円程度（カラー帽子・個人道具代） 3歳以上 約 6,000円程度（個人道具代）
入園受付	直接、申し込みとなります。入園を希望されます方は、園から市の認定申請を行うことになります。

認定は市町村が行いますが、認定は下記の通り1号認定から3号認定があります。

- 1号認定 満3才以上で、保護者による保育が可能で教育を希望する場合で
利用できる時間が4時間＋預かり保育となります。
- 2号認定 満3才以上で、保育の必要な理由に該当し保育を希望する場合で
保護者の就労により8時間以内の保育短時間利用者と11時間以内の保育標準時間利用者に分かります。
- 3号認定 満3才 未満で、保育の必要な理由に該当し、保育を希望する場合
保護者の就労により8時間以内の保育短時間利用者と11時間以内の保育標準時間利用者に分かります。

※保育料の算定方法について

保育料は、保護者の所得と児童の年齢、世帯の状況によりお住まいの市町村で算定します。その際、**4月から8月までの保育料は令和7年度の市町村民税（令和6年度中の所得による）の課税状況により、9月から3月までの保育料は令和8年度の市町村民税（令和7年度中の所得による）の課税状況により決定します。**

ただし、上記の保護者の所得がないか、または少額の場合は、同居者（祖父母等）の所得も合算される場合があります。

※住宅借入金（取得）等特別控除・配当控除・外国税額控除等がある場合には、控除前の税額が算定対象です。

※対象児童が年度途中に誕生日を迎えても保育料は変更されません。



① 令和7年1月2日以降に申請する市へ転入された方	令和7年1月1日に住所のあった市町村で発行される「令和7年度市町村民税課税（非課税）証明書」を提出してください。
② 申請児童の兄弟が、※多子軽減計算の対象施設に在籍している方	「在園証明書」

※多子軽減措置の対象施設：幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合

(7) 1号認定者で預かり保育の補助について（新2号）

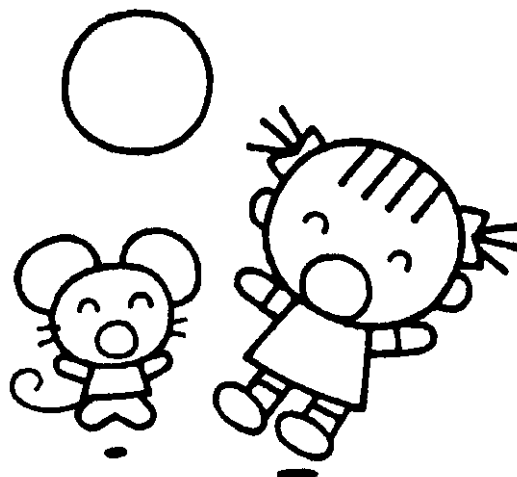
お仕事などで市より「保育の必要性の認定」を受けていただければ、16:00～18:00の時間帯の預かり保育料に対し1日450円、月額11,300円まで無償化されます。

但し、18:00～19:00を利用した場合は、延長料金として150円を納めていただきます。

認定申請には、申請用紙に勤務証明書等の書類を添付して申請をいたします。

希望されます方は、申請用紙をお渡しいたしますのでお申し出ください。

申請は、希望される月の前月15日までとなります。



(8) 園の年間行事予定

月	内容	月	内容
4	始業式	10	運動会
	入園式		いもほり（3才以上）
5	P T A 総会		園外保育（3才以上）
	身体測定		尿検査
	親子遠足（3才以上）	11	5才児工場見学
	尿検査		園児内科健診歯科検診
6	園児内科健診	12	保育参観
	園児歯科健診		クリスマス会
	いも苗植え（3才以上）		終業式（1号認定）
	プール（水）遊び開始	1	始業式（1号認定）
	交通安全教室	2	はっぴょう会
7	保育参観	3	身体測定
	5才児おとまり会		個人面談
	個人面談		おわかれ会
	終業式（1号認定）		修業式（1号認定）
8	夏期保育		卒園式
	夏のおたのしみ会	※変更になる場合もあります。	
	園内観劇		
9	始業式（1号認定）	☆毎月の行事 誕生会・避難訓練 0才～2才児身体測定	
	身体測定		
	5才老人ホーム訪問		

☆その他講師の先生による指導
英語の時間（3才～週1回）
体操の時間（3才～月2回程度）

4.令和8年度 新入園児受付について

☆1号認定者 令和7年10月1日(水)より 時間 8:30～

○受付場所 認定こども園 神立幼稚園

☆2号3号認定者 令和7年11月17日(月)～12月5日(金)

○仮受付場所 認定こども園神立幼稚園

※認定こども園神立幼稚園を第一希望の方は、仮申し込みをしてから書類を
市役所へ提出してください。

提出書類

☆1号認定者：入園申込書、認定申請書、補助表、確認票および同意書

☆2号3号認定者：(10) 2号認定・3号認定 入園申込書に必要なもの 参照

(9) 2号認定・3号認定 入園資格について

2号認定者(3才児～5才児) 3号認定者(0才児～2才児)とは、その家庭が次のいずれかに該当し、保護者や同居の親族がその児童を保育することができない場合の認定者となります。

(1) 家庭外労働	昼間家庭外で仕事をするため、その児童の保育ができない場合 最低勤務時間(64時間以上)
(2) 家庭内労働	昼間家庭内で日常の家事以外の仕事をするため、児童の保育が できない場合(64時間以上)
(3) 出産	妊娠中であるか出産後間もないため、児童の保育ができない場合 (出産予定日前 6週間 出産後 8週間の期間)
(4) 疾病等	病気やケガ、心身または身体に障害を有するため、児童の保育ができない 場合
(5) 看病介護	長期にわたり病人や心身障害者の看護や介護にあたっているため、児童の 保育ができない場合
(6) 災害	震災や風水害や火災などの災害のため、その復旧に当たっており、児童の 保育ができない場合
(7) 就労予定	働く予定である場合
(8) 就学	就学している場合

(10) 2号認定・3号認定 入園申込書に必要なもの ※各市役所に用意がありま
す

- (1) 保育施設利用に関する確認票及び同意書
- (2) 入園申込書及び認定申請書・・・入園児童1名につき1枚
- (3) 「申請用補助表」・・・・・・・・・・入園児童1名につき1枚
- (4) 保育の必要性を証明する書類・・・父母それぞれについて必要です。

※祖父母(65歳未満)において同居(同一敷地内や隣接している場合を含む)している場合
利用の優先度判定にあたり必要です。

勤務証明書などは3か月間が有効期間のあるものがありますので注意してください。

4月入園希望者は、判定会議が1月のため令和7年11月以降に取得してください。



◎「申込みに必要な書類」について

① 就労・就労見込みの方 (月64時間以上の就労)	『勤務証明書』 保育標準時間(11時間):月120時間以上 『内職証明書』 保育短時間(8時間):月64~120時間未満 『自営業申立書』
② 疾病・負傷・障害の方	『診断書(本人用)』 障害のある方は『身障者・碍者手帳・療育手帳・障害年金証書等の写し』
③ 疾病者の介助の方	『診断書(介助者用)』 障害のある方の介助は『身障者手帳・療育手帳・障害年金証書等の写し』
④ 出産の方	出産予定日の判るもの(母子手帳等の写し)
⑤ 育児休業中の方	勤務証明書 ※入園月内に復職することが必要です。
⑥ 就学・職業訓練中の方	専修学校等が発行する『在学証明書』、カリキュラム
⑦ 求職中の方	「求職に関する申立書」 ※入園90日以内に勤務証明書等を提出してください。 証明されない場合は、退園となりますのでご注意ください。
⑧ その他	かすみがうら市子ども家庭課までお問い合わせください。

◎次の方については下記の書類も必要です。

○令和7年1月1日にかすみがうら市に住民登録がなかった方	『令和7年度市町村民税(非課税)証明 書類』 ※令和7年1月1日に住民登録のあった市町村で発行されます。
○世帯に外国人がいる場合	『在留カード』のコピー
○同一世帯に障害をお持ちの方がいる場合	『障害者手帳』『療育手帳』など 療育施設に通うための『通所受給者証』
○離婚調停中の場合	『調停期日通知書』など調停中の証明書類

(11) 2号、3号認定の方の入園の決定

○入園の申込受付を行った後、市と利用調整後、入園児の認定が決定いたします。

☆ 決定については、文書または電話等でお知らせいたします。

※ 3号認定の4月入園については、1月中旬以降末までに連絡いたします

(12) 申込手続き

入園は原則として毎月1日付です。入園児を選考する入園検討会議を毎月中旬頃に行いますので、入園希望日の2か月前から前月15日までに（土、日、祝祭日の場合はその前日）に園に直接申込手続きをしてください。

入園申込時に詳細についてお伺いする場合がありますので、保護者の方が申込手続きにおいで下さい。

(13) 入園にあたって

入園が決定した方は、入園についての説明及び健康診断のお知らせをいたします。

また、お子様の普段の状況についてお伺いし、入園の準備を行います。

4月入園の1号認定のお子様は、11月末に入園に向けた面談と園服の注文の予定です。

2号認定のお子様は、1月に市で決定後園服の注文をお願いいたします。

2月初旬に入園希望者全員の1日入園と入園準備の説明、3月中旬に入園健康診断を予定しています。

※4月入園の0才1才児は、3月中旬までに栄養士との面談もあります。

(14) その他の届け出

次のような場合、申込中・入園中を問わずに園にお届けください。

○住所を変更する場合、必ず事前にお知らせください。

特に市町村が変更になる場合、変更後の市町村へ再度入園手続きが必要となります。保育料も変更となりますのでご注意ください。

○電話番号が変わった時

○就労先、職種、就労日数、就労時間が変わった時

○承諾期間満了前に退園する時

○離婚、母子家庭の再婚、生活保護世帯の状況の変化が生じたとき

○所得税申告（確定・修正・訂正）等で所得税が変わった時

○1ヶ月を超える長期欠席となるとき（退園又は休園して頂く場合もあります）

○産休・育児休業等に入るとき

○その他、ご提出いただいた各種書類に変更があった時

★2号3号認定の方は、年に1回家庭状況調査を行います。この調査は、保育ができない状況の確認及び翌年度の保育料の決定のために実施するものです。

(15) 2号認定・3号認定の入園してから

- 保護者又は同居の親族等が児童を家庭で保育をできる状態（保護者が退職し早期の再就職を予定して場合や、出産により産休や育児休暇取得者を除き継続就労ができなくなった場合など）になった場合は、速やかに相談をしてください。2号認定のお子様は、1号認定への変更手続きが必要となります。
- 就労予定で入園した場合は、就労後、速やかに就労・内職（予定）証明書を提出してください。入園後おおむね90日を超えて就労開始とならない時は保育を受けられなくなることご了承ください。

(16) 一時保育について

- 園に入園していない就学前の児童で、下記のような理由で一時的に保育に欠ける場合、一時保育を利用することができます。

保護者の就労、通院、介護、看護等	週3日まで
入院、通院、冠婚葬祭、上の子の学校行事等	緊急保育1か月以内
育児疲れ	週1日

- 保育時間 平日 9:00～17:00
- 保育料 1日 2,000円
- 対象年齢 一歳児～

